

○環境省告示第十五号

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）第四条の規定に基づき、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十七年九月環境省告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

環境大臣 大塚 珠代

第3の1中「廃棄物が中間処理された後に海洋投入処分をされる場合にあつては、当該中間処理を行う中間処理業者が許可申請者となるものとする。」を「建設汚泥にあつては、建設汚泥の発生する事業の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）が許可申請者となるものとする。」に改める。

第4の1の(1)の1)中「なお、中間処理をされるものにあつては、中間処理施設に受け入れる廃棄物の発生源又は発生地をできる限り明らかにするとともに、当該中間処理施設において行われる中間処理の内容その他当該中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程を記載

するものとする。」を削り、2)中「中間処理をされるもの及び」を削る。

第5の1の(2)の1)の②を次のように改める。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程）を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあつては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

第5の2の(1)の1)の②中「1年に1回（許可の有効期間が1年に満たない場合は、当該許可の有効期間において1回）の頻度で1に定めるところにより確認するものとする。」を「廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものにつ

いては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程）を確認の上、変化が見込まれる場合にあつてはその都度、変化が見込まれない場合にあつては1年に1回の頻度で、1に定めるところにより確認するものとする。」に改め、(2)の1)の②中「1月に1回の頻度で海洋投入処分をしようとする廃棄物の判定基準への適合状況について確認をするものとする。」を「廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程）を確認の上、変化が見込まれる場合にあつてはその都度、変化が見込まれない場合にあつては1月に1回の頻度で、1に定めるところにより確認するものとする。」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条の六第一項の許可を受けようとする建設汚泥の発生する事業の発注者は、この告示の施行前においても、そ

の申請を行うことができる。